

退去されるにあたって

★ 退去連絡は、退去日より1ヶ月前までに、下記連絡先までご連絡下さい。★

- 退去時の解約精算時には、敷金・保証金の清算を致しますので、引渡しの希望日が確定されましたら、早めにご連絡いただきますようお願い致します。
- 引渡し日までに、下記の手続きを完了させてください。

1. ガス供給会社への解約の連絡、及び料金の清算
2. 郵便局への住所移転届の手続き
3. インターネット、電話等、通信関連の移転及び解約の申請手続き

※室内に引き込んである配線の撤去を済ませて、お部屋の引渡しをお願い致します。

4. 契約時に加入いただいた火災保険の解約

※尚、電気・水道（管理会社からの請求の場合は必要なし）の停止連絡は立会い時に機能点検を行いますので、お部屋の引渡し前に解約のご連絡をされる場合には、引渡し日の翌日以降に停止になるよう、ご連絡下さい。

- 立会い当日にご用意いただくもの

1. 賃貸借契約書 （保証金等を確認させていただきます。）
2. カギ （入居時にお渡ししたカギを、お渡しした本数分と作成したスペア）
3. 設備説明書 （入居時にお渡しした取扱説明書又は管理説明書）
4. 管理ファイル （入居時に室内に設置してあった生活の説明書）

- 注意事項

1. お引越し後の室内にお荷物やゴミは残っていませんか？？

室内にゴミが残っている場合には処分費をご請求することがあります。5000円～

2. お客様がご自身で設置されたもの（エアコン、照明器具、ガスコンロなど）は、撤去されていますか??
3. お引越しの際に出た粗大ゴミ等のゴミは、行政のルールに従って、処分をしていただきましたか??ルールが守られていない場合は、処分費をご請求することがあります。
4. 引越し後には、室内清掃を行って下さい。
お客様には「善良なる管理者の注意義務」が課せられております。「善良なる管理者の注意義務」とは、お部屋は他人から借りていることを認識し、いずれ貸主に返還するものであるため、自分の所有しているものと同様に注意を払い、大切に使用することを言います。
5. 防災の為、浴槽に半分ほど水をためておいていただくよう、ご協力下さい。

- 預かり金（敷金・保証金）の返金について

解約月の月末から約40日後までに、ご指定の口座へ振込にて返金させていただきます。なお、その際にかかる振込手数料（最大660円）は借主様のご負担とさせていただきます。

※手数料については、2020年1月1日現在。

（当社への来社にて返金の希望の場合、手数料は不要です。事前にアポイントを取り、ご来社下さい。日曜・祝日 定休、営業時間 午前9時～午後6時）